

# 茨城県報

第338号

平成4年4月23日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正(職員課) ……	1
●青少年に有益な興行の推奨(県民生活課) ……	2
●徴収事務の委託(保健予防課) ……	3
●道路の区域の変更(3件)(道路維持課) ……	3
●道路の供用の開始(〃) ……	5
●都市計画の変更(5件)(都市計画課) ……	5
●請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等(財務課) ……	7
●土地改良事業の工事の完了(3件)(土地改良事務所) ……	19

### 公告

●予防接種の業務を行う医師(保健予防課) ……	19
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) ……	20

### 正誤

●平成4年4月6日付け茨城県報第333号中 ……	21
--------------------------	----

## 告示

### 茨城県告示第542号

平成2年11月19日茨城県告示第1390-3号で告示した年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部を次のように改正し、平成4年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹内藤男

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
20歳未満	3,960円	12,229円
20歳以上25歳未満	4,730円	12,229円
25歳以上30歳未満	5,540円	12,748円
30歳以上35歳未満	6,153円	15,404円
35歳以上40歳未満	6,577円	17,857円
40歳以上45歳未満	6,916円	19,670円
45歳以上50歳未満	6,936円	21,847円
50歳以上55歳未満	6,327円	22,715円
55歳以上60歳未満	5,295円	21,410円
60歳以上65歳未満	3,960円	18,079円
65歳以上	3,960円	12,229円

茨城県告示第543号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 推 奨 番 号      1
- 2 種            類      映 画
- 3 名称（題名）    息 子
- 4 制            作      松竹映像株式会社
- 5 配            給      茨城映画センター
- 6 推 奨 年 月 日    平 成 4 年 4 月 23 日
- 7 理            由      男親と息子との間にありがちな、どこか悲しいまでのギクシャクした関係。

息子の父親に対する反発、拒否、抵抗。

映画「息子」は、反発し合う父親と息子が、人と人とがぶつかり合う力強さの中で、そして透明感に満ちた優しさの中で、やがて互いを認め合うことができるまでを、息子の恋を交えながら描いた作品である。

急速に変貌を遂げる日本の現代社会の中で、本当の幸福とは何かという、とかく見失いがちなこの問題について、見るものに問いかけ考えさせる作品として推奨できる。

茨城県告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり茨城県健康科学センターに係る使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 受 託 者 財団法人茨城県総合健診協会
- 2 受託に係る使用料 茨城県健康科学センターの設置及び管理に関する条例  
(平成3年茨城県条例第9号)に基づく使用料
- 3 委 託 の 期 間 平成4年4月1日から平成5年3月31日まで

茨城県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成4年4月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 一般国道
- 2 路 線 名 245号線
- 3 道 路 の 区 域

区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市塩ヶ崎町 2927-1番地先から	旧	メートル 最大 13.8	メートル 85.0	
		最小 11.6		
水戸市塩ヶ崎町 2960-1番地先まで	新	最大 21.6	85.0	迂回路
		最小 12.6		

茨城県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成4年4月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道  
 2 路線名 245号線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市塩ヶ崎町 3095-1番地先から	旧	メートル 最大 10.8	メートル 102.0	
		最小 9.0		
水戸市塩ヶ崎町 3621番地先まで	新	最大 21.7 最小 10.3	102.0	迂回路

茨城県告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成4年4月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 大洋鹿島線  
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡大洋村大字飯島 字神の下339番の4から	旧	メートル 最大 27.0	メートル 1,452.0	
		最小 11.5		
鹿島郡大洋村大字飯島 字伊勢山907番1地先まで	新	最大 10.0	1,459.0	
		最小 2.2		
		最大 27.0	1,452.0	
		最小 11.5		

茨城県告示第548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成4年4月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道123号
- 2 供用開始の区間 東茨城郡御前山村大字野田字樋越1818番地から  
東茨城郡御前山村大字野田字宮ノ前1521番地まで
- 3 供用開始の期日 平成4年4月23日

茨城県告示第549号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域
  - 3・4・15 根本原・本田線  
追加する部分  
結城市大字結城字川原町の一部
  - 3・4・19 小森・本町線  
追加する部分  
結城市大字結城字川原町、字本田前、字城堀及び字大谷瀬町の各一部  
結城市大字大谷瀬字羽黒前の一部
  - 削除する部分  
結城市大字結城字西館、字川原町及び字大谷瀬の各一部
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課、結城市役所

茨城県告示第550号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下妻都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・13 南原・平川戸線

追加する部分

下妻市大字南原字南原・大字半谷字三道地山，字三道地山東，字閉居山，字中荒久，字新田，字堀中・大字大木字海老浮，字稲荷山・大字福田字東賀美田，字前原，字西賀美田・大字大宝字中塚ノ下，字北塚ノ下，字釜ヶ塚，字中塚，字八幡・大字平沼字忠左エ門新田岩山下用水外・大字北大宝字松通，字釜ヶ塚・大字平川戸字口ノ町，字五反田，字柿ノ口の各一部

## 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課，下妻市役所

## 茨城県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画道路を変更したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・135 馬渡阿字ヶ浦線

勝田市大字馬渡字大沼の一部

## 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課，勝田市役所

## 茨城県告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により笠間都市計画公園を変更したので，同法第20条第1項の規定により告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 名称の変更 9・6・001 笠間芸術の森公園

(2) 変更する部分 なし

## 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課，笠間市役所

茨城県告示第553号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により友部都市計画及び笠間都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域

追加する部分

友部町大字平町字本町, 字旧陣屋, 字天神堀及び字大金の各全部

字新善光寺, 字千哉, 字小人町, 字並松, 字西田, 字西田川, 字海老根前, 字殿町, 字茶屋後, 字長山堀, 字三光院脇及び字古城内の各一部

大字太田町字榊堀, 字殿町及び字五輪廓の各一部

大字鴻巣字田場田内の一部

大字大古山字宮本及び字山の神の各全部

字欠下, 字赤岡, 字佐藤林, 字高野, 字高野田, 字小澤, 字本内, 字細谷及び字大久保の各一部

大字橋爪字本町, 字新田町, 字肴町及び字大鏡堂の各全部

字若宮, 字花坂及び字田町の各一部

笠間市大字石井字松橋及び字片町裏の各全部

字精進場, 字間黒前, 字元メ, 字寺前, 字山王下, 字山下及び字後田の各一部

大字笠間字亀ヶ橋の全部

字日向片町, 字鉄砲町, 字亀ヶ測及び日陰片町の各一部

大字寺崎字沖, 字神田及び字町田の各一部

大字箱田字間黒前の一部

(2) 下水管渠

友部町大字橋爪字本町及び字若宮の各一部

2 縦覧場所 茨城県土木部都市局都市計画課, 笠間市役所, 友部町役場

茨城県告示第554号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定に基づき、平成4年度において茨城県が発注する漁業実習船の建造の請負契約に係る指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定めた。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は、特別の理由がある場合のほか、入札に参加することができない。

- (1) 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ないもの
- (2) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

## 2 入札参加者の資格

入札に参加することのできる者は、次に掲げる資格審査の項目を知事が審査して決定する。

- (1) 年間平均建造実績（平成4年4月1日（以下「審査基準日」という。）の直前3年の各営業年度における建造実績について算定したものをいう。）

## (2) 経営規模

ア 自己資本額（審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人である場合にあっては資本金額（出資総額を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人である場合にあっては次年度繰越純資本金の額をいう。以下同じ。）をいう。）

イ 従業員数（審査基準日の前日における員数をいう。）

## (3) 経営比率等

ア 流動比率（直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

イ 自己資本固定比率（直前決算における自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

ウ 総資本純利益率（審査基準日の直前1年の営業年度における純利益の合計額を直前決算における総資本の額（法人である場合にあっては流動負債、固定負債、引当金、資本金、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人である場合にあっては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当年利益金及び事業主借勘定の額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

- (4) 営業年数（審査基準日の前日までの年数をいう。）

## 3 指名競争入札参加資格審査申請書の提出の時期及び方法

入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、平成4年5月1日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本（個人にあっては、市町村長の発行する身分証明書）
- (2) 小型船造船業登録済証（小型船造船業法施行規則（昭和41年運輸省令第54号）第2号様式によるもの）の写し又は造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項による許可を受けていることを証する書類
- (3) 審査基準日の直前2年の各営業年度における決算書
- (4) 営業の沿革（様式第2号）
- (5) 造船所一覧表（様式第3号）

- (6) 建造実績調書 (様式第 4 号)
- (7) 建造経歴書 (様式第 5 号)
- (8) 従業員調書 (様式第 6 号)
- (9) 主要取引金融機関調書 (様式第 7 号)
- (10) 技術者経歴書 (様式第 8 号)
- (11) 納税証明書 (所轄の税務署が発行したもの)
- (12) 使用印鑑届 (様式第 9 号) 及び印鑑証明書
- (13) 委任状 (委任をする場合のみとする。)

4 提 出 先

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 3 8 号

茨城県教育庁財務課

様式第 1 号

指名競争入札参加資格審査申請書

年度において、茨城県が発注する漁業実習船の建造の請負契約に係る指名競争入札に参加するための資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

茨城県知事

殿

主たる営業所の  
所在地

商号又は名称  
代表者氏名

印

様式第 2 号

営 業 の 沿 革

時 期	概 要

備考 「概要」欄には、創業、休業、組織及び営業種目の変更、資本金の増減等を記載すること。

造 船 所 一 覧 表

名 称	所 在 地 (電話番号)	設 備 の 概 要					
		船台(ドックを含む) (G/T)		工 作 台 L×B(D/W)		クレーン (20t以上)	
		基 数	能 力	基 数	能 力	基 数	能 力

様式第3号

様式第4号

建造実績調書

(単位 千円)

注 営業年度	新 建 造			改 修			合 計					
	漁 船		その他	漁 船		その他	漁 船		その他	計		
	隻 数	総 ト ン 数	船 価 額									
第 年 月 日 から 年 月 日まで	官庁	民間	計									
第 年 月 日 から 年 月 日まで	官庁	民間	計									
第 年 月 日 から 年 月 日まで	官庁	民間	計									

備考 1 本表は、指名競争入札参加資格審査申請書提出直前3年間の建造実績について記載すること。

2 官公庁とは、国、公団、公団、地方公共団体その他これらに類するものをいい、民間とは官公庁以外のものをいう。

## 様式第5号

## 建 造 経 歴 書

注文者	元請は請けの区分	船舶の種類	建造造船所名	請負金額(千円)	着工年月	竣工年月

- 備考 1 本表は、指名競争入札参加資格審査申請書提出直前3年間の主な建造について記載すること。
- 2 建造中のものについては、「竣工年月」欄は竣工予定年月を記載すること。

様式第6号

従業員調査書

区分	職 員			工 員				計
	技 術		事 務	計	木 工	臨 時	請 負	
	造 船	機 械						
大学又は高専卒								
高 校 卒								
そ の 他								
計								

備考 1 大学は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を, 高等専門学校は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。

2 高等学校は, 旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。

様式第7号

主要取引金融機関調査書

金融機関名	所在地

備考 本店及び支店の取引金融機関のうち主要なものについて記載すること。

様式第 8 号

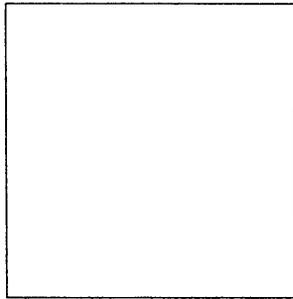
技 術 者 経 歴 書

氏 名	現 職 名	最 終 学 校 学 科 名	法 令 に よ る 免 許 等	実 務 経 歴	経 験 年 数

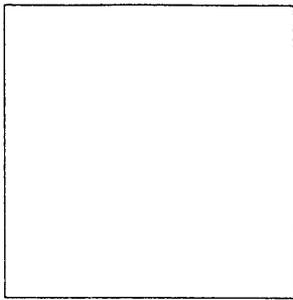
- 備考
- 1 技術者は、主に造船に関する学校又は学科を卒業した者について、15人以内で記載すること。
  - 2 「法令による免許等」欄には、造船に關し法律又は命令による免許、認定を受けた技術等を記載すること。
  - 3 「実務経歴」欄には、最近のものから順次記載し、実際に従事した職種及び職名を記載すること。

様式第9号

使 用 印 鑑 届



使用印



実 印

上記の印鑑は、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

主たる営業所の  
所在地

商号又は名称  
代表者職氏名



茨城県告示第555号

昭和54年10月15日付け農管指令第549号をもって認可のあった団体営南小泉地区土地改良事業については、昭和58年2月28日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成4年4月23日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第556号

昭和53年9月18日付け農管指令第425号をもって認可のあった団体営下赤沢地区土地改良事業については、昭和55年3月25日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成4年4月23日

茨城県水戸土地改良事務所長 稲 葉 忠

茨城県告示第557号

昭和59年7月17日付け農管指令第294号をもって認可のあった団体営長尾谷津地区土地改良事業については、平成2年3月25日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定にもとづき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成4年4月23日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第4条第3項の規定に基づき、公告する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

水戸保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
山 脇 英 範	やまわきこどもクリニック	水戸市城東2丁目3-32

## ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年4月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字佐野子字芝原432番1, 433番1, 434番1, 大字佐野子字角道400番1, 401番1, 404番, 406番, 407番, 409番, 410番, 411番1, 同番2, 414番1, 418番1, 422番, 425番1, 大字佐野子字八反町474番1, 479番1, 483番1, 486番1, 487番1, 490番1, 492番1, 493番, 494番, 大字佐野子字天神165番1, 175番2, 178番1, 179番1, 180番1, 181番, 185番1, 186番1, 大字佐野子字備前川36番1, 37番, 38番, 39番1, 大字佐野子字長田496番1, 497番1, 498番, 499番, 500番1, 501番1, 503番1, 504番1, 505番, 506番, 507番, 509番, 大字佐野子字柳町315番1, 316番1, 317番1, 318番, 319番1, 同番2, 320番1, 321番1, 323番, 324番, 325番, 326番, 329番, 330番, 331番, 332番, 333番, 334番, 335番, 336番, 337番, 338番, 339番, 340番, 341番, 342番, 343番, 345番, 347番, 348番, 349番, 351番, 355番, 356番, 357番, 358番, 359番, 360番, 361番, 362番, 363番, 364番, 369番, 370番, 371番, 372番, 373番, 374番, 375番, 376番, 377番1, 378番1, 大字佐野子字上深田510番, 512番, 513番, 514番, 515番, 517番, 518番1, 521番1, 524番, 525番1, 527番1, 528番, 530番1, 531番1, 533番1, 大字佐野子字下深田222番, 223番, 224番, 225番, 226番, 227番, 228番, 229番, 230番, 232番, 233番, 237番, 238番, 239番, 240番, 241番, 242番, 243番, 244番, 245番, 246番, 247番, 248番, 249番, 250番, 251番, 252番, 253番, 254番, 255番, 256番, 257番, 258番, 259番, 260番, 261番, 262番, 263番, 264番, 266番, 267番, 268番, 272番, 273番, 274番, 275番, 278番, 280番, 282番, 283番, 大字佐野子字小留286番3, 289番1, 291番3, 293番1, 297番1, 299番, 302番1, 303番, 304番, 305番, 307番1, 大字佐野子字稻荷根211番1, 212番, 213番, 216番, 217番, 218番, 202番, 221番

## 2 事業主の住所及び氏名

土浦市下高津1丁目20番35番

土浦市長 助 川 弘 之

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡那珂町菅谷寄居1635番, 1872番2, 1874番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
つくば市竹園1丁目8番3号  
株式会社 グリーンワールド  
代表取締役 松 浦 成

正 誤

●平成4年4月6日付け茨城県報第333号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から9	高 橋 展 男	佐 竹 常 男
	下から2	黒 澤 重 雄	稲 葉 忠
8	上から6	黒 澤 重 雄	稲 葉 忠
	上から13		
	上から20		
	上から27	中 島 茂	有 吉 潔
	下から2		
9	上から6	中 島 茂	有 吉 潔
	上から13	佐 竹 常 男	片 山 栄 三



毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)